

尾張旭市選挙管理委員会（平成27年第2回）会議録

- 1 開催日時  
平成27年1月14日（水）  
開会 午前10時  
閉会 午前10時17分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 3階 庁議室
- 3 出席委員  
委員長 水野紀彦  
委員 谷口紀樹、玉置民夫、松原克代
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 木上恒夫、次長兼係長 田中健一、書記 木村幸広、  
書記 永谷尚子
- 7 議題  
第11号議案 選挙人名簿の登録について  
第12号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第13号議案 期日前投票期間における選挙人名簿の登録の抹消について  
第14号議案 投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について  
第15号議案 投票立会人の選任について  
第16号議案 開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第2回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、平成27年2月1日執行の愛知県知事選挙関係の議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長お願いいたします。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>委員長</p>	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。前回の会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
	<p>(なし)</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは前回会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議題」に入らせていただきます。</p> <p>第11号議案「選挙人名簿の登録について」、第12号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は関連がありますので、一括して事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは第11号議案、第12号議案を一括してご説明いたします。</p> <p>初めに第11号議案「選挙人名簿の登録について」でございますが、公職選挙法第22条第2項の規定により、選挙人名簿の選挙時登録を行うものでございます。</p> <p>次に第12号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。</p> <p>従いまして、今回の登録は平成27年1月14日を登録基準日及び登録日としまして、平成26年12月2日の定時登録以</p>

	<p>降の該当者について、選挙人名簿の登録と抹消を別冊のとおり行うものでございます。</p> <p>第11号議案を一枚はねていただきますと、資料を添付してございます。被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満20歳以上の日本国民で、住所要件としてその者の住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。</p> <p>すなわち、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成6年12月16日から平成7年2月2日までの出生者、住所要件が平成26年9月2日から平成26年10月14日までの転入者ということになります。</p> <p>次に第12号議案の2枚目の資料をご覧ください。公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている方が死亡又は日本国籍を失ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が選挙人名簿から抹消する事由となっております。</p> <p>すなわち今回登録を抹消される方は、平成26年12月2日から平成27年1月13日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成26年8月2日から平成26年9月13日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に本日配布しました選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。参考までに、投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、各自ご覧いただければと思います。</p> <p>第11号議案及び第12号議案の説明については以上でございます。それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので確認をお願いします。</p>
委員長	では、第11号議案及び第12号議案について、何かご質問

	等はございませんか。
	(なし)
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 第11号議案及び第12号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第11号議案及び第12号議案は可決されました。 続きまして、第13号議案「期日前投票期間における選挙人名簿の登録の抹消について」、事務局から説明願います。
事務局	第13号議案「期日前投票期間における選挙人名簿の登録の抹消について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第43条の規定により、期日前投票を行おうとする日に選挙権を有しないものは投票することができないものとされておりますので、同法第28条の規定に基づき、選挙期間中に、死亡者または国籍喪失者、転出後4か月を経過した者について、日々、経過する毎に抹消を行おうとするものでございます。 具体的に申し上げますと、本日第12号議案で登録を抹消した方は、基準日が1月14日であり、12月2日から1月13日までの転出者でございます。これから選挙期間中に、9月14日から9月30日までに転出された方が転出してから4か

	<p>月を経過することになり、理論上は毎日選挙管理委員会を開催して、抹消の議決をいただくこととなります。しかしながら、毎日選挙管理委員会を開催することは事実上困難であるため、あらかじめ「抹消事由に該当するに至った選挙人を選挙人名簿から抹消する」といった議決を行うことが認められております。本議案の議決をいただくことで、選挙期間中に死亡及び国籍喪失者や転出4か月経過した方を日々名簿から抹消しながら期日前投票を行うこととなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第13号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第13号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第13号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第14号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明願います。</p>

事務局	<p>第14号議案「投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、各投票所で投票に関する事務を担当する投票管理者と、投票管理者が欠けた場合にその職務を代理すべき者を次ページの一覧のとおり選任しようとするものでございます。</p> <p>投票管理者は、全員市の職員で課長補佐相当職以上の者で、職務代理者も全員市の職員で係長相当職の者を充ててございます。</p> <p>なお、瑞鳳西投票区の投票管理者の職務代理者が、急きよ変更になりましたので、併せてお知らせいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第14号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第14号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第14号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第15号議案「投票立会人の選任について」、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>第15号議案「投票立会人の選任について」、ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第38条第1項の規定により、市の選挙管理委員会は選挙ごとに各投票区における選挙人名簿に登録されている者の中から、本人の承諾を得て2人以上5人以下の投票立会人を選任しなければならないとされておりますので、次ページの一覧のとおり投票立会人を選任しようとするものでございます。</p> <p>選任につきましては、各投票区に2人とし、原則、前半・後半の交代制として午後1時30分に交代することとしておりますので、全部で88名の方に投票の立会いをお願いすることになります。</p> <p>なお、三郷投票区の午前の立会人が1名立ち会えなくなったため、当初から変更しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、第15号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
	<p>(なし)</p>

委員長	ご質問等ないようですので、第15号議案に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	第15号議案は可決されました。 続きまして、第16号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、事務局から説明願います。
事務局	第16号議案「開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任について」、ご説明いたします。 この案につきましては、公職選挙法第61条及び同法施行令第67条の規定により、市の選挙管理委員会は開票管理者及びその職務代理者を選任することになっております。今回の選挙につきましては、開票管理者には水野紀彦委員長を、開票管理者の職務代理者には委員長の職務代理者の谷口紀樹委員にお願いしようとするものでございます。 第16号議案の説明は以上でございます。
委員長	では、第16号議案について、何かご質問等はございませんか。
	(なし)



委員長	<p>ご質問等ないようですので、採決を取りたいと思います。 第16号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第16号議案は可決されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>○ 次回日程確認 平成27年1月15日（木） 午後6時から 203会議室</p>
委員長	<p>それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。</p>